

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 令和6年6月27日

【中間会計期間】 第57期中(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

【会社名】 道後観光ゴルフ株式会社

【英訳名】 DOGO KANKO GOLF CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中西 清

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市下伊台町乙115番地

【電話番号】 (089)977-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 畠山 礎

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市下伊台町乙115番地

【電話番号】 (089)977-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 畠山 礎

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期中	第56期中	第57期中	第55期	第56期
会計期間	自 令和3年 10月1日 至 令和4年 3月31日	自 令和4年 10月1日 至 令和5年 3月31日	自 令和5年 10月1日 至 令和6年 3月31日	自 令和3年 10月1日 至 令和4年 9月30日	自 令和4年 10月1日 至 令和5年 9月30日
営業収益 (千円)	202,683	216,856	231,254	391,857	419,913
経常利益 (千円)	13,901	29,533	30,230	19,053	31,354
中間(当期)純利益 (千円)	10,541	18,689	22,998	13,427	18,165
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
発行済株式総数 (株)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
純資産額 (千円)	450,908	472,484	494,959	453,794	471,960
総資産額 (千円)	2,242,105	2,253,727	2,212,201	2,240,452	2,205,265
1株当たり純資産額 (円)	25,050.49	26,249.12	27,497.72	25,210.81	26,220.01
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	585.64	1,038.31	1,277.70	745.96	1,009.20
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	20.11	20.96	22.37	20.25	21.40
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	40,815	36,614	30,550	69,241	67,880
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,717	13,105	14,653	33,245	12,559
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	26,299	19,010	18,719	45,006	80,874
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	47,944	32,633	24,876	28,135	27,700
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	24 〔45〕	23 〔47〕	24 〔44〕	22 〔45〕	24 〔47〕

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、中間連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 当社は、関連会社に対する投資がないので、持分法を適用した場合の投資利益については記載していません。
- 3 当社は、潜在株式がないので、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については記載していません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更は行っていません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和6年3月31日現在

セグメント名	従業員数(人)
ゴルフ場事業	24(44)
合 計	24(44)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社は、従業員数が少ない関係もあり労使関係は家族的雰囲気のうち円満に協調され、従って労働組合も存在していません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社はゴルフ場事業しか行っておりませんのでセグメントごとの記載はありません。

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要、並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に引き下げられたこと等により、消費者の購買行動及び人流がコロナ禍以前の状態に戻りつつあり、インバウンド需要の回復、雇用・所得環境に改善の動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や世界的な金融引き締めに伴う影響等により世界経済の先行きが懸念されるとともに、物価上昇による家計や企業業績への影響など、景気の先行きについて依然として不透明な状況が続いております。

また、当社の属するゴルフ業界においては、ゴルフ愛好者の高齢化や、ゴルフスタイルの変化、同業他社との価格競争、旅行などの他コンテンツの復調など依然として厳しい経営環境にあります。

このような経営環境の中、行政が策定した新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守した上で営業活動を行ってまいりました。営業活動の状況としては、オフィシャルゴルフスクールに89名のスクール生が在籍頂いており堅調に事業収入を確保しております。また、近年増加している女性ゴルファーを対象に、美容品を目玉とした企画の実行並びに、同じく増加している初心者を対象としたダブルススクランブル大会を開催いたしました。営業広告に関しては、注力しておりますSNS活動において、早期予約プランを設定し計画性の見える集客を行い、ユーザーを抽出し速攻性のある集客を冬季にかけて行ってまいりました。

設備面におきましては、コース管理機械の更新並びにクラブハウス周辺及びコース内カート道路順路表示の新設工事を行うと共に、No. 2ホール及びNo. 3ホールのカート道路舗装改良工事を行いました。ソフトウェア面におきましては、松山市生産性向上チャレンジ事業を活用しクラウド型労務管理システムの導入を行いました。

財政面では、新型コロナウイルス感染症拡大による景気低迷により預り金返還請求が増加すると想定してありますが、影響は軽微で限定的だと捉えております。

このような営業努力により、入場者数は前中間会計期間に比し1,123名増加の20,745名となり、営業収益においても入場者数の増加と入場者数に占めるビジター比率が上昇したこと等による客単価の上昇に伴い231,254千円と前中間会計期間に比し14,397千円（6.6%）の増収となりました。営業損益においても、営業収益の増加などの影響により2,473千円（9.7%）増益の27,924千円の利益となり、経常損益でも同様の影響により697千円（2.3%）増益の30,230千円の利益となりました。また、最終的な中間純損益においては、前中間会計期間に比し4,309千円（23.0%）増益の22,998千円の利益を計上することとなりました。

a. 流動資産

流動資産は、前事業年度末に比し3,660千円増加し121,352千円となりました。これは主として現金及び預金と営業未収入金が増加した為であります。

b. 固定資産

固定資産は、前事業年度末に比し3,275千円増加し、2,090,849千円となりました。これは主として繰延税金資産を計上した為であります。

c. 流動負債

流動負債は、前事業年度末に比し3,778千円減少し、88,761千円となりました。これは主として営業未払金及び未払費用が減少した為であります。

d. 固定負債

固定負債は、前事業年度末に比し12,283千円減少し、1,628,481千円となりました。これは主として株主預り金が減少した為であります。

e. 純資産

純資産は、前事業年度末に比し22,998千円増加し、494,959千円となりました。これは中間純損益が22,998千円の利益となった為であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比し、2,823千円（10.1%）減少し、24,876千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、30,550千円と前中間会計期間に比し、6,064千円減少しました。これは主に、法人税等の支払額が増加した為であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、14,653千円と前中間会計期間に比し、1,548千円減少しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が増加した為であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、18,719千円と前中間会計期間に比し、291千円増加しました。これは主に、長期借入金の返済による支出が減少した為であります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローを運転資金の主たる財源とし、これに金融機関からの調達資金を加えて、設備投資資金及び預託金の償還資金を賄い、資金の流動性を確保しております。

(3) 生産、受注及び販売の実績

a. 利用者実績

当中間会計期間における利用者実績は、次のとおりであります。

項目		第57期中 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)	前年同期比
1日当たり標準利用者数(イ)	(人)	200	
期中延営業日数(ロ)	(日)	182	3
期中延標準利用者数(イ)×(ロ)=(ハ)	(人)	36,400	600
利用者実績数(ニ)	(人)	20,745	1,123
利用割合(ニ)÷(ハ)	(%)	56.9	2.1

b. 営業実績

当中間会計期間における営業収入実績を科目別に示すと、次のとおりであります。

項目		第57期中 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)	前年同期比(%)
グリーンフィー	(千円)	109,119	9.5
キャディーフィー	(千円)	7,318	8.6
カートフィー	(千円)	46,663	5.4
名義変更手数料収入	(千円)	448	54.7
受取使用料	(千円)	161	50.1
会費収入	(千円)	16,342	2.3
ゴルフスクール収入	(千円)	4,489	7.9
コンペティションフィー	(千円)	6,169	6.3
売店営業収入	(千円)	4,484	7.3
食堂営業収入	(千円)	36,057	6.9
合計	(千円)	231,254	6.6

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。
- (2) 新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000
計	24,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (令和6年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和6年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000	18,000	非上場 非登録	単元株制度は 採用していません
計	18,000	18,000		

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りであります。

当社の発行する全部の株式については、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第7条に定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和5年10月1日 ~令和6年3月31日		18,000		180,000		

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和6年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
中西 清	愛媛県松山市	3,523	19.57
平岡 秀幸	愛媛県松山市	3,372	18.73
平松 俊夫	愛媛県松山市	2,456	13.64
能田 清則	愛媛県松山市	1,301	7.23
森 一男	愛媛県松山市	1,160	6.44
平松 秀夫	愛媛県松山市	589	3.27
中西 清久	愛媛県松山市	505	2.81
中西 清大	愛媛県松山市	500	2.78
有限会社 白水園芸	愛媛県松山市下伊台町乙115番地	340	1.89
中西 雄二	愛媛県松山市	150	0.83
計		13,896	77.20

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,000	18,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	18,000		
総株主の議決権		18,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役員名	氏名	退任年月日
取締役	平松 秀夫	2024年3月11日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 0.0%)

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和5年10月1日から令和6年3月31日まで)の中間財務諸表について、愛光監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年9月30日)	当中間会計期間 (令和6年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	81,700	83,676
営業未収入金	25,857	28,756
棚卸資産	4,559	4,203
その他	6,595	5,787
貸倒引当金	1,021	1,071
流動資産合計	117,691	121,352
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	52,500	53,266
構築物（純額）	317,537	319,837
リース資産（純額）	26,364	26,811
土地	² 1,524,644	² 1,524,877
その他（純額）	81,734	80,652
有形固定資産合計	¹ 2,002,780	¹ 2,005,444
無形固定資産	8,783	7,565
投資その他の資産	76,010	77,839
固定資産合計	2,087,574	2,090,849
資産合計	2,205,265	2,212,201
負債の部		
流動負債		
営業未払金	15,407	12,040
1年内返済予定の長期借入金	² 8,972	² 7,470
賞与引当金	5,000	4,833
リース債務	10,475	10,709
未払法人税等	12,414	12,317
未払消費税等	³ 7,260	³ 7,797
その他	33,010	33,593
流動負債合計	92,540	88,761
固定負債		
長期借入金	² 7,532	² 4,204
リース債務	17,420	17,743
長期預り金	549,425	549,225
株主預り金	1,049,308	1,041,238
退職給付引当金	15,467	16,069
その他	1,612	
固定負債合計	1,640,764	1,628,481
負債合計	1,733,305	1,717,242

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年9月30日)	当中間会計期間 (令和6年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	180,000	180,000
利益剰余金		
利益準備金	28,405	28,405
その他利益剰余金		
会員預り金返還積立金	60,000	60,000
固定資産圧縮積立金	3,673	3,328
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	189,882	213,225
利益剰余金合計	291,960	314,959
株主資本合計	471,960	494,959
純資産合計	471,960	494,959
負債純資産合計	2,205,265	2,212,201

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 令和 5 年10月 1 日 至 令和 6 年 3 月31日)
営業収益	216,856	231,254
営業原価	115,503	112,097
営業総利益	101,352	119,156
一般管理費	75,901	91,232
営業利益	25,451	27,924
営業外収益	1 4,329	1 2,343
営業外費用	2 247	2 37
経常利益	29,533	30,230
税引前中間純利益	29,533	30,230
法人税、住民税及び事業税	10,691	10,673
法人税等調整額	152	3,441
法人税等合計	10,843	7,232
中間純利益	18,689	22,998

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	利益剰余金						株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			会員預り金 返還積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	180,000	28,405	60,000	3,697	10,000	171,692	273,794	453,794	453,794
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立				695		695			
固定資産圧縮積立金の取崩				348		348			
中間純利益						18,689	18,689	18,689	18,689
当中間期変動額合計				346		18,342	18,689	18,689	18,689
当中間期末残高	180,000	28,405	60,000	4,044	10,000	190,034	292,484	472,484	472,484

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	利益剰余金						株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			会員預り金 返還積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	180,000	28,405	60,000	3,673	10,000	189,882	291,960	471,960	471,960
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立									
固定資産圧縮積立金の取崩				344		344			
中間純利益						22,998	22,998	22,998	22,998
当中間期変動額合計				344		23,343	22,998	22,998	22,998
当中間期末残高	180,000	28,405	60,000	3,328	10,000	213,225	314,959	494,959	494,959

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	29,533	30,230
減価償却費	15,487	14,875
賞与引当金の増減額(は減少)	447	167
退職給付引当金の増減額(は減少)	541	602
貸倒引当金の増減額(は減少)	57	49
受取利息及び受取配当金	1	0
支払利息	72	35
売上債権の増減額(は増加)	4,481	2,898
棚卸資産の増減額(は増加)	1,243	356
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,147	906
仕入債務の増減額(は減少)	343	3,366
未払費用の増減額(は減少)	1,949	3,259
その他の流動負債の増減額(は減少)	877	4,100
小計	41,145	41,464
利息及び配当金の受取額	6	0
利息の支払額	69	33
法人税等の支払額	4,466	10,881
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,614	30,550
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,800	4,800
貸付けによる支出	339	709
貸付金の回収による収入	1,529	609
有形固定資産の取得による支出	7,995	9,753
無形固定資産の取得による支出	1,500	
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,105	14,653
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	6,664	4,830
長期預り金の受入による収入	1,300	1,300
長期預り金の返済による支出	3,000	1,500
株主からの長期預り金受入による収入		
株主からの長期預り金返済による支出	4,340	8,070
ファイナンス・リース債務の返済による支出	6,306	5,619
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,010	18,719
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,498	2,823
現金及び現金同等物の期首残高	28,135	27,700
現金及び現金同等物の中間期末残高	32,633	24,876

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

最終仕入原価法による原価基準（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、当社における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による見積り額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮した額を引当計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益及び費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。グリーンフィー、キャディーフィー、食堂営業収入等は顧客のゴルフ場利用又は食堂利用等を履行義務として識別し、顧客のゴルフ場利用又は食堂利用等した時点で収益を認識しております。名義変更手数料収入及び会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識し、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(中間貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は1,730,557千円(前事業年度は1,716,900千円)であります。
- 2 前事業年度(令和5年9月30日)
土地の一部 847,230千円(帳簿価額)には、伊予銀行 350,000千円、愛媛信用金庫 240,000千円の根抵当権が設定されております。
なお、期末現在における長期借入金(1年以内返済長期借入金を含む)伊予銀行 9,816千円は、上記抵当権を使用しております。

当中間会計期間(令和6年3月31日)
土地の一部 847,230千円(帳簿価額)には、伊予銀行 350,000千円、愛媛信用金庫 240,000千円の根抵当権が設定されております。
なお、中間期末現在における長期借入金(1年以内返済長期借入金を含む)伊予銀行 5,814千円は、上記抵当権を使用しております。
- 3 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

- 1 前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)
営業外収益のうち
受取利息は、1千円、受取地代家賃は、1,125千円、雑収入は、3,202千円であります。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
営業外収益のうち
受取利息は、0千円、雑収入は、2,343千円であります。
- 2 前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)
営業外費用のうち支払利息は 72千円であります。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
営業外費用のうち支払利息は 35千円であります。
- 3 前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)
減価償却実施額は、有形固定資産が 14,344千円、無形固定資産が 1,143千円であります。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
減価償却実施額は、有形固定資産が 13,657千円、無形固定資産が 1,218千円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	18,000			18,000

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	18,000			18,000

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
現金及び預金勘定	121,433千円	83,676千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期性預金	88,800千円	58,800千円
現金及び現金同等物	32,633千円	24,876千円

(リース取引関係)

重要性がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金運用を主としていますが、関連当事者である有限会社白水園芸にその設備投資資金を貸し付けております。

資金調達については、必要な資金の大半は自己資金を充当しておりますが、一部金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにその管理体制

売掛金等に係る信用リスクは、当社の場合少額で影響は軽微であり、また会員の未納年会費に係る信用リスクは、会員からの預託金で充当可能であります。有限会社白水園芸への貸付金については、当社の役員は同社の役員を兼任しており、同社の状況は常に把握・管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和5年9月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	16,504	16,245	258
(2)長期預り金	549,425	411,485	137,940
(3)株主預り金	1,049,308	785,865	263,442
負債計	1,615,237	1,213,595	401,641

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和6年3月31日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	11,674	11,512	161
(2)長期預り金	549,225	409,071	140,154
(3)株主預り金	1,041,238	775,529	265,708
負債計	1,602,137	1,196,113	406,024

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（令和5年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和6年3月31日）

該当事項はありません。

(2)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和5年9月30日）

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）		16,245		16,245
長期預り金		411,485		411,485
株主預り金		785,865		785,865
負債計		1,213,595		1,213,595

当中間会計期間（令和6年3月31日）

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）		11,512		11,512
長期預り金		409,071		409,071
株主預り金		775,529		775,529
負債計		1,196,113		1,196,113

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り金及び株主預り金

元本の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

重要性がないため記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は事実上自動継続であり、かつゴルフ場以外の利用が困難なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は事実上自動継続であり、かつゴルフ場以外の利用が困難なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

ゴルフ場運営収入	グリーンフィー	99,616
	キャディーフィー	8,015
	カートフィー	44,249
	年会費	16,736
	名義変更手数料	290
	その他	10,067
売店売上		4,176
食堂営業収入		33,703
顧客との契約から生じる収益		216,856
その他の収益		
外部顧客への売上高		216,856

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

ゴルフ場運営収入	グリーンフィー	109,119
	キャディーフィー	7,318
	カートフィー	46,663
	年会費	16,342
	名義変更手数料	448
	その他	10,820
売店売上		4,484
食堂営業収入		36,057
顧客との契約から生じる収益		231,254
その他の収益		
外部顧客への売上高		231,254

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため記載しておりません。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和5年9月30日)	当中間会計期間 (令和6年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額(円)	26,220.01	27,497.72
(算定上の基礎)		
純資産の部合計(千円)	471,960	494,959
普通株式に係る純資産額(千円)	471,960	494,959
普通株式の発行済株式数(株)	18,000	18,000
普通株式の自己株式数	該当事項なし	該当事項なし
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,000	18,000

項目	前中間会計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
(2) 1株当たり中間純利益(円)	1,038.31	1,277.70
(算定上の基礎)		
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	18,689	22,998
普通株式に係る中間純利益(千円)	18,689	22,998
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項なし	該当事項なし
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000	18,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第56期)	自 至	令和4年10月1日 令和5年9月30日	令和5年12月26日 四国財務局長に提出
---------------------	----------------	--------	------------------------	-------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和6年6月26日

道後観光ゴルフ株式会社
取締役会 御中

愛光監査法人

愛媛県松山市

代表社員 公認会計士 長岡 弘晃
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている道後観光ゴルフ株式会社の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第57期事業年度の中間会計期間(令和5年10月1日から令和6年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、道後観光ゴルフ株式会社の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和5年10月1日から令和6年3月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。